

※1
ローン型・投資型

リフォームでも 減税

※2: 投資型減税とは、住宅ローンを組んでリフォームを行った場合のみ適用できる所得税の減税制度です。
※1: ローン型減税とは、住宅ローンを組んでリフォームを行った場合のみ適用できる所得税の減税制度です。



耐震
リフォーム

- 基礎部分を補強
- 固定荷重を少なく
- 壁を増やしてバランスよく
- 筋かいを入れたり、構造用合板を張って壁を補強
- 柱と梁、土台と柱、筋かいと梁を金物でしっかりと固定



バリアフリー
リフォーム

- 玄関やアプローチの段差を解消
- 階段、廊下や浴室・トイレに手すりを設置
- 車いすで利用できる出入口、トイレへの改善
- 廊下や浴室の床をすべりにくい床材に変更



省エネ
リフォーム

- 窓などの開口部を二重サッシや複層ガラスに変更
- 壁・床・天井などに断熱材を設置
- 窓などの開口部や配管などの貫通部のすき間をなくす
- 太陽光発電など自然エネルギーを利用

リフォームでの減税措置

	所得税の控除		ローン型減税		固定資産税の減税	
	投資型減税	控除率	控除期間	控除率	期間	減税額
耐震	1年 対象限度額 200万円	10% (20万円)	1年	10% (20万円)	1~3年間	1/2を減額
バリアフリー	1年 対象限度額 200万円	10% (20万円)	1年	10% (20万円)	1年間	1/3を減額
省エネ	1年 対象限度額 300万円	10% (30万円)	1年	10% (30万円)	1年間	1/3を減額

＜おしくは＞
www.chord.or.jp/information/index.html

リフォームの見積りに関する不明な点や
工事のトラブルは
住まいるダイヤルへご相談 (無料)
(財) 住宅リフォーム・紛争処理支援センター

住まいるダイヤル
TEL 0570-016-100

受付時間10:00~17:00 (土日・祝日、年末年始を除く)



最大
30万円相当
のポイント付与
太陽熱利用のシステムを設置した場合は
2万ポイントが加算されます。

住宅エコポイントとは……

地球温暖化対策の推進及び経済の活性化を図ることを目的として、エコ住宅を新築された方やエコリフォームをされた方に対し、一定のポイントを発行し、これを使って様々な商品との交換や追加工事の費用に充当することができる制度です。

エコ住宅を新築

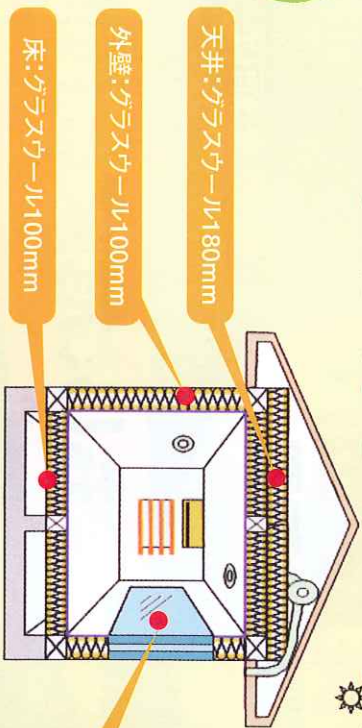
- ＜工事期間＞
平成21年12月8日～
平成23年12月31日に建築着手したもの
- ＜工事内容＞
①省エネ法のトップランナー基準相当の住宅
②省エネ基準 (平成11年基準) を満たす木造住宅

エコリフォーム

- ＜工事期間＞
平成22年1月1日～
平成23年12月31日に工事着手したもの
- ＜工事内容＞
①窓の断熱改修
②外壁、屋根、天井又は床の断熱改修

省エネ基準を満たす住宅のイメージ (戸建木造住宅)

＜東京都の例＞



開口部 (窓):
アルミニウム二重サッシ
又は
アルミサッシ+
複層ガラス

①内窓の設置	②外窓の交換	③ガラスの交換
大 (2.8㎡以上) 1箇所当たり18,000ポイント 中 (1.6㎡以上2.8㎡未満) 12,000ポイント 小 (0.2㎡以上1.6㎡未満) 7,000ポイント		大 (1.4㎡以上) 1箇所当たり7,000ポイント 中 (0.8㎡以上1.4㎡未満) 4,000ポイント 小 (0.1㎡以上0.8㎡未満) 2,000ポイント

①商品への交換または環境寄付

- 省エネ、環境配慮製品、各都道府県の地域産品、全国型の地域産品、商品券、ギフトカード、地域型商品券
- 様々な環境保全活動を実施している団体に寄付

②追加で実施する工事費用への充当 (即時交換)

- ポイントの発行対象となる工事に追加で実施する工事に充当することが可能です。(1ポイント=1円換算)
- ※追加工事はポイントの発行対象となる工事と同じ工事施行者が実施するもの (売買契約で住宅を購入した場合は、同じ販売事業者が発注するもの) が対象です。

！
注意: ポイントの発行対象となった工事費用への充当は出来ません。
追加で実施する工事費用に充当することが出来ます。



ポイントの交換

住宅エコポイント事務局公式ホームページ <http://jutaku.eco-points.jp> 住宅エコポイント事務局 9:00~17:00 (土・日・祝日含む)
0570-064-717 ナビダイヤル (有料)